

青年の犯罪報道のプライバシー保護に関する意識調査 —看護学生と一般大学生との比較—

松村 千鶴*

香川県立医療短期大学看護学科

Survey of Awareness on Privacy Protection Against Criminal Reports in Young People : Comparison of Nursing School Students and General College Students.

Chizuru Matsumura

Department of Nursing, Kagawa prefectural College of Health Sciences

Abstract

It is the purpose of this study to elucidate some differences of recognition for privacy protection between common college students and nursing school students in cases of crime reports by mass media. Generally common college students thought there was no privacy protection against crime reports. Although nursing students had a similar concept as common college students, they commented lack of the protection against privacy was clearly recognised in the criminal as well as the victim.

Both of students with older age more than 20 years old showed a more keen interests to privacy protection, especially in those who had interest to criminal reports in their daily life. Concerning with their news sources there was no apparent difference between TV watching and news paper reading.

Key Words : 看護学生 (nursing school student), 一般大学生 (common college student), プライバシー保護 (privacy protection), 犯罪報道 (criminal report), 意識調査 (awareness survey)

*連絡先 : 〒761-0123 香川県木田郡牟礼町大字原281-1 香川県立医療短期大学看護科

*Corresponding address : Department of Nursing, Kagawa Prefectural College of Health Sciences,
281-1 Hara, Mure-cho, Kita-gun, Kagawa 761-0123, Japan

はじめに

現代は高度情報化時代とよばれ、プライバシーに関わる問題が注目されるようになってきている。中でも、犯罪報道においては、犯罪の被害者、事件の関係者にとって、人権を無視されたり、プライバシーをさぐられることがある。

平成9年に起こった「神戸小6男児殺傷事件」では、加害者の中学生は匿名で報道され、プライバシーは堅く保護されていた。しかし、被害者の小学生男児やその家族のプライバシーは保護されず、マスコミによる過熱報道や取材が繰り返された。このような犯罪報道のあり方は、被害者に対して苦しみの原因を作り出す要因となったのである。

これからの情報化時代を担う現代の青年は、現在の犯罪報道のあり方やプライバシー保護に関してどのような考えを持っているのであろうか。青年の中でも特に学生であれば、学ぶ分野や年齢の違いによって犯罪報道やプライバシー保護に関する意識の違いがあるのではないかと考えた。青年の特性として服部¹⁾は、表面上は無気力、無関心の態度を示し、人生への問いや課題意識に欠ける、と述べている。社会に対してしらけるという形式で抵抗する傾向を示すことが少なくない。先行文献で、少年非行問題や犯罪報道のあり方に関するものは数多くある。しかし、犯罪報道のあり方、特に人権やプライバシー保護に関して、学ぶ分野や年齢による学生の意識を比較した調査はみあたらない。

そこで今回、看護学生と一般の学生の犯罪報道の人権・プライバシー保護に対する意識調査を実施した。そして、学ぶ分野や年齢の違いによって、意識の違いがあるかどうかを検討したので報告する。

作業仮説と研究方法

1. 仮説

- 1) 学ぶ分野の違いによって犯罪報道の人権・プライバシー保護に対する意識に違いがある。
- 2) 年齢が高い学生は、犯罪報道の人権・プライバシー保護に対する意識が高い。

2. 研究方法

1) 調査対象

調査対象はB大学151人(2~4回生で平均年齢19.7歳, 20歳未満84人, 20歳以上67人), K看護学校120人(1~3年生で平均20.3歳, 20歳未満38人, 20歳以上82人)。全体の年齢は18

歳~29歳で, そのうち20歳未満122人, 20歳以上149人で, 男子86人, 女子185人である。

2) 調査方法

K看護学校は, 質問紙による自己記載で, 配布後一斉に回収した。B大学は, 担当責任者に依頼し同様の方法で実施後, 郵送にて回収した。有効回収数271, 回収率100%であった。

3) 調査期間

平成10年12月24日~平成11年月5日10日

4) 調査内容

調査項目は①メディアの接触度②個人のプライバシーの認識③事件の関心度④報道された人の人権, の項目である。

5) 分析方法

犯罪報道の人権・プライバシー保護に対する意識について, 学校間, 年齢間の得点の単純集計をし, Fisher直接法, カイ2乗検定を使用した。

結 果

世の中の出来事を知る情報手段として「テレビ」と回答した者が, 両校とも70%以上を占めており, 次いで「新聞」, 「ラジオ」の順であり, 学校別, 年齢別で有意差はなかった(表1)。興味のある新聞記事は表2のとおりで, K看護学校の20歳以上は70%近くが「事件・事故・災害」に最も興味があり, 特にB大学の20歳以上の者及びK看護学校の20歳未満より有意に高かった($p < 0.01$)。さらに, 最近の関心のある事件は, B大学では「神戸小6男児殺傷事件」, 「和歌山毒物カレー事件」, 「東京地下鉄サリン事件」であり, K看護学校では, 「和歌山毒物カレー事件」, 「神戸小6男児殺傷事件」, 「薬害エイズ」の順であった(表3)。これらの中でも「神戸小6男児殺傷事件」のプライバシー保護に関して, 「被

表1 世の中の出来事を知るための情報源
人(%)

	B大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
テレビ	68(81.1)	52(77.6)	35(92.1)	65(79.3)
新聞	13(15.5)	14(20.9)	3(7.9)	16(19.5)
ラジオ	0	1(1.5)	0	1(1.2)
その他	3(3.6)	0	0	0
計	84	67	38	82

表2 興味のある新聞記事 (複数回答)

	人 (%)			
	B 大学		K 看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
事件・事故・災害	55 (21.8)	37 (18.4)	28 (23.9)	57 (69.5)
スポーツ	38 (15.1)	36 (17.9)	6 (5.1)	18 (22.0)
旅行・趣味・レジャー	16 (6.3)	9 (4.5)	8 (6.8)	14 (17.1)
地域のニュース	19 (7.5)	17 (8.5)	10 (8.5)	25 (30.5)
映画・演劇・芸術	21 (8.3)	14 (7.0)	15 (12.8)	18 (22.0)
社説・論説	11 (4.4)	16 (8.0)	2 (1.7)	11 (13.4)
政治・経済	15 (6.0)	10 (5.0)	2 (1.7)	10 (12.2)
外国ニュース	8 (3.2)	11 (5.5)	1 (0.9)	4 (4.9)
健康	5 (2.0)	1 (0.5)	10 (8.5)	27 (32.9)
文学・書評	7 (2.8)	4 (2.0)	0	2 (2.4)
その他	0	2 (1.0)	5 (4.3)	3 (3.7)
計	252	201	117	82

**P<0.01

表3 最近関心のある事件 (複数回答)

	人 (%)	
	B 大学	K 看護学校
和歌山毒物カレー事件	82 (23.4)	102 (36.4)
神戸小6男児殺害事件	85 (24.3)	61 (21.8)
東京地下鉄サリン事件	46 (13.1)	13 (4.6)
薬害エイズ事件	34 (9.7)	32 (11.4)
松本サリン事件	28 (8.0)	27 (9.6)
金属バット中3長男殴殺事件	23 (6.6)	12 (4.3)
第一勧銀不正融資事件	12 (3.4)	10 (3.6)
野村証券事件	10 (2.9)	7 (2.5)
新潟ポット毒物事件	3 (0.9)	10 (3.6)
その他	27 (7.7)	6 (2.1)
計	350	280

表4 神戸の小6男児殺傷事件のプライバシー保護についての関心

	人 (%)			
	B 大学		K 看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
両者ともプライバシーが保護されていなかった	28 (33.3)	34 (50.7)	17 (44.7)	36 (43.9)
加害者のプライバシーが保護されていた	34 (40.5)	20 (29.9)	11 (28.9)	27 (32.9)
加害者のプライバシーが保護されていなかった	10 (11.9)	5 (7.5)	4 (10.5)	9 (11.0)
関心がない	7 (8.3)	5 (7.5)	5 (13.2)	3 (3.7)
両者ともプライバシーが保護された	1 (1.2)	0	1 (2.6)	1 (1.2)
その他	4 (4.8)	3 (4.5)	0	6 (7.3)
計	84	67	38	82

*P<0.05

**P<0.01

害者及び加害者両者のプライバシーが保護されていなかった」と回答した者が、B大学20歳以上で50%占め、同大学の20歳未満の者より有意に高かった(p<0.05)。そして、「加害者のプライバシーが被害者より保護されていた」と回答した者が、B大学の20歳未満で40%を占め、同大学の20歳以上の者より有意に高かった(p<0.01)。K看護学校は、20歳未満及び20歳以上とも「被害者及び加害者両者のプライバシーが保護されていなかった」、「加害者のプライバシーが被害者より保護されていた」の順に多かったが、学校間、年齢間での有意差はみられなかった(表4)。

新聞の犯罪報道の公正さに関しては、「公正」と回答した者が、K看護学校の20歳以上ではほぼ60%を占め、B大学の20歳以上より有意に高かった(p<0.05)。また、「どちらとも言えない」が、B大学はどちらの年齢も40%を超え、年齢間ではB大学の20歳以上がK看護学校の20歳以上より有意に高かった(p<0.05)。「公正でない」と回答したは、学校間、年齢間で10%前後であり、犯罪報道に対して批判的な者はわずかであった(表5)。

<裁判で加害者と認定されていない人のプライバシー保護>の質問では、「保護されていない」と回

表5 犯罪報道の公正さ

	B 大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
公正	40(47.6)	29(43.3)	18(47.4)	49(59.8)
どちらともいえない	34(40.5)	31(46.3)	16(42.1)	22(26.8)
公正でない	9(10.7)	6(9.0)	4(10.5)	10(12.2)
その他	1(1.2)	1(1.5)	0	1(1.2)
計	84	67	38	82

*P<0.05

表6 裁判で認定されていないのに加害者と報道された人及び家族のプライバシー保護の関心

	B 大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
プライバシーは保護されていない	77(91.7)	58(86.6)	37(97.4)	74(90.2)
家族のプライバシーは保護されている	1(1.2)	2(3.0)	0	1(1.2)
加害者及び家族のプライバシーは保護されている	0	0	0	1(1.2)
家族のこともままで報道されても仕方がない	2(2.4)	1(1.5)	1(2.6)	5(6.1)
関心がない	3(3.6)	3(4.5)	0	0
その他	1(1.2)	3(4.5)	0	1(1.2)
計	84	67	38	82

答した者が、全体の9割を占めており、「加害者及び家族のプライバシーは保護されていた」と回答した者は、殆どおらず、学校間、年齢間での有意差はみられなかった(表6)。

<加害者の家族についての公開>の質問では、「公開しないほうがよい」と回答した者が、K看護学校の20歳未満では全員が、20歳以上では96.3%であった。20歳未満では、K看護学校の方がB大学より有意に高く(p<0.01)、20歳以上でもK看護学校

表7 加害者の家族の公開に対する考え

	B 大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
公開しない方がよい	57(67.9)	51(76.1)	38(100)	79(96.3)
関心がない	12(14.3)	5(7.5)	0	0
罪が重いと公開し罪が軽いと公開しない方がよい	5(6.0)	2(3.0)	0	2(2.4)
公開した方がよい	3(3.6)	3(4.5)	0	1(1.2)
その他	7(8.3)	6(9.0)	0	0
計	84	67	38	82

**P<0.01

表8 加害者の生い立ち公開に対する考え

	B 大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
公開しない方がよい	28(33.3)	26(38.8)	26(68.4)	47(57.3)
罪が重いと公開し罪が軽いと公開しない	21(25.0)	12(17.9)	1(2.6)	5(6.1)
関心がない	12(14.3)	7(10.4)	6(15.8)	6(7.3)
公開した方がよい	12(14.3)	11(16.4)	2(5.3)	16(19.5)
その他	11(13.1)	11(16.4)	3(7.9)	8(9.8)
計	84	67	38	82

**P<0.01
*P<0.05

が有意に高かった(p<0.01)。また、「関心がない」と回答した者は、K看護学校はいなかったが、B大学の20歳未満で14.3%、20歳以上で7.5%であった(表7)。

<加害者の生い立ちの公開>の質問では、K看護学校では「公開しないほうがよい」と回答した者が5割以上を占めていたのに対して、B大学は3割程度であった。20歳未満では、K看護学校がB大学より有意に高く(p<0.01)、20歳以上でもK看護

表9 加害者のように報道された人の人権についての
考え

	人(%)			
	B 大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
人権が保護されておらず社会からつまはじき	42(50)	25(37.3)	24(63.2)	38(46.3)
加害者の人権は保護されている	6(7.1)	8(11.9)	4(10.5)	12(14.6)
犯罪の内容によっては人権が保護されていない	0	0	0	0
人権は保護されているが社会からつまはじき	34(40.5)	31(46.3)	10(26.3)	31(37.8)
関心がない	2(2.4)	3(4.5)	0	1(1.2)
計	84	67	38	82

*P<0.05

学校が有意に高かった (p<0.01). また, 「罪が重いと公開し, 罪が軽いと公開しない」と回答した者が, B 大学は 2 割程度, K 看護学校ではわずかであった. 20歳未満では, B 大学が K 看護学校より有意に高く (p<0.05), 20歳以上でも B 大学が有意に高かった (p<0.05). 「公開したほうがよい」と回答した者が, B 大学は 1 割程度で, K 看護学校では, 20歳未満で 5.3%, 20歳以上が有意に高かった (p<0.05) (表 8).

<加害者のように報道された人の人権>の質問は, 「人権が保護されておらず, 社会からつまはじき」と回答した者が, B 大学の 20歳未満は 50%, 20歳以上 37.3% で有意差はなかった. K 看護学校の 20歳未満は 63.2%, 20歳以上は 43.6% で 20歳未満が有意に高かった (p<0.05). 「人権は保護されているが社会からつまはじき」と回答した者が, B 大学の 20歳未満が 40.5%, 20歳以上で 46.3%, K 看護学校の 20歳未満は 26.3%, 20歳以上は 37.8% で有意差はみられなかった (表 9).

<犯罪報道の事実記事>の質問は, 「全て報道しても仕方がない」と回答した者が, B 大学の 20歳未満は 54.8%, 20歳以上 47.8%, K 看護学校の 20歳未満は, 42.1%, 20歳以上は 43.9% であり, 有意差はなかった.

表10 犯罪報道の事実記事に対する考え

	人(%)			
	B 大学		K看護学校	
	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上
不必要なことは報道されるべきでない	11(13.1)	14(20.9)	7(18.4)	8(9.8)
本人の家族のことまで報道されるべきでない	20(23.8)	11(16.4)	15(39.5)	37(45.1)
被害者の被害を受けた事実以外のことまで報道されるべきでない	2(2.4)	7(10.4)	0	0
全て報道されても仕方がない	46(54.8)	32(47.8)	16(42.1)	36(43.9)
関心がない	4(4.8)	1(1.5)	0	0
その他	1(1.2)	2(3.0)	0	1(1.2)
計	84	67	38	82

**P<0.01

「本人の家族のことまで報道されるべきでない」と回答した者が, B 大学の 20歳未満で 23.8%, 20歳以上で 16.4%, K 看護学校 20歳未満で 39.5%, 20歳以上で 45.1% であり, B 大学 20歳以上の者より K 看護学校の者が有意に高かった (p<0.01) (表 10).

全ての項目で, 「関心がない」と回答した者は, 学校間で B 大学は 2.6%~21.9%, K 看護学校は 0~6.7%, 年齢間で 20歳未満は 1.6%~18.0%, 20歳以上は 3.4%~11.4% であった. 学校間で B 大学, 年齢間で 20歳未満の関心の低さがみられた.

考 察

世の中での出来事を知る情報手段はテレビが最も多く, 学校間, 年齢間で有意差がなかったのは, 受動的で容易に情報が入手できることを選択する傾向があるといえる. これは現代の青年の特性を, 服部¹⁾も述べているように, 能動性よりも受動性が強いといえる. そして, 犯罪報道に関して倉澤²⁾は, 新聞紙面での「事件」の扱いが, 年々小さくなりつつあるのに対して, テレビニュースでは依然「事件・事故」は「ニュースの華」であり, 「現場からの中継リポート」は放送記者にとっての表舞台なのである, と述べている. このことでも, テレビが圧倒的

な影響力をもっていることがうかがえる

一方新聞では、K看護学校の20歳以上の者が「事件・事故・災害」に関する記事が、他に比較して有意に高かった。これは看護職を目指す学生は、人間の病める背景、生命の尊厳に関する学習をしていることもあり、「事件・事故・災害」に強い関心を示しているといえる。

関心のある事件の中で、B大学は「神戸小6男児殺傷事件」が最も多かった。そして、その事件のプライバシー保護に関しては、学校間、年齢間で大差なく、加害者より被害者のプライバシーが保護されていなかった印象が強かったといえる。これについては、被害者の父親³⁾が傷害や殺人などの重大な非行と他の軽微な非行とを同列に扱うことは許されない、非行少年に人権がある以上に、被害者には守られる人権がある、と述べているように、犯罪の凶悪さはさることながら、報道のあり方も被害者及びその家族を苦しめる要因になっていたといえる。このことは、犯罪の事実は報道されても、加害者が未成年者ということでプライバシーに関しては固く保護されていた。それに対し被害者に関しては、本人が障害をもっていたことや父親の職業や勤務先のことまで報道され、プライバシーが保護されていなかったという印象が強かったことが予測される。特に現代青年においては、個人生活、私的生活に充実感を求める傾向があるため、あらゆることをさぐられることは耐え難いことであり、プライバシーに関して保護されるべきであると敏感に感じているようである。

<裁判で認定されていないのに加害者と報道された人及び家族のプライバシー保護>については、学校別、年齢別に大差なく「プライバシーは保護されていない」と回答していた。特に、テレビのニュース報道に関しては、影響力の大きさを考え、証拠が立証され、裁判で有罪が確定してから実名報道をする確実な方法をとる方がよいという考えをあらわしている。そうすることで、過熱報道に対してプライバシーや人権の保護ができると、前向きに考えているようである。すなわち、学ぶ分野や年齢が違っていてもプライバシーが保護されていなかったと感じている者が大半であることが明らかになった。

<加害者の家族の公開>、<加害者の生い立ち>、<犯罪報道の事実記事>など事件の背景的部分の公開について、K看護学校はB大学に比べ「公開しないほうがよい」の回答者が多かった。このことは、K看護学校の方が一般の大学生よりプライバ

シーが保護されなくなるという考えが強い傾向にあるといえる。また、<加害者のように報道された人の人権>について、「人権が保護されていない」の回答者は、K看護学校の方がB大学より有意に高かった。これは看護を学ぶ者として、常に患者のプライバシーや秘密を守ること、或いはどんな立場の人も社会的な存在であり、固有の人格の持ち、基本的人権を有することを学んでいるためとも考えられる。

全項目で、B大学全体とK看護学校の20歳未満の者の関心がないと回答した者が多かったことに対して、K看護学校の20歳以上の者の関心の低さはわずかであった。服部¹⁾は、青年は自分の感性とか、自分の欲望、自分の思考、自分の感情というものをいきいきと作動させた経験が乏しい、と述べている。しかし、20歳以上のK看護学生は、日々積極的に自分の感性を磨き、悩みながら思考をめぐらし、長期実習の中で人間とは何かを知ろうとする知的関心を深めていることが関係しているとも考えられる。

<犯罪報道の公正さ>に関して、全体に批判的な者はわずかであった。しかし、被害者及び加害者のプライバシー保護や必要以上のことまで報道される矛盾などは感じている者が全体的に大半を占めていたことは、青年世代の率直な意見であるといえる。多様な情報の氾濫は、青年の感受性を鈍くさせる。しかしその反面、各々の情報に敏感に反応していたのでは、矛盾した情報の中で自己の考えを統一させることが困難になってくることが考えられる。特に感受性の強い青年世代は、報道されること各々に素直に感動していたり、批判的になっていては、現実の社会に取り込まれてしまう。

現代青年の社会に対する考え方を加藤⁴⁾は、経済発展とともに、青年は現実の社会をある程度固定的受容的に受け止めるようになったが、将来の社会に夢を託すこともなくなり、将来もこの程度だろうと、さめた目で見ているようである、と述べている。現実社会の埋没から身を守るには、本音を出さず冷めた目で見てしまう傾向になるのではないかと考える。しかし、メディアが多様化し情報が氾濫している時代であるからこそ、これからの社会を担う青年は、報道のあり方やプライバシー保護について受動的に捉えるのではなく、被害者の視点に立ち能動的態度で、報道内容を公正に見極めていく力をつけていくことが必要である。

犯罪の被害者や加害者と認定されず実名報道され

た人の絶望と苦悩の心情が無駄にされることなく、社会的支援が充実され犯罪のない社会になることを願いたい。

結 論

犯罪報道の人権・プライバシー保護について、学校間、年齢間での意識調査の結果は次のとおりであった。

- 1) 看護学生、特に20歳以上の者は、他に比べて事件・事故・災害に関心が強かった。
- 2) 学ぶ分野、年齢が違っていても、犯罪報道における人権・プライバシーが保護されていなかったと感じている者が大半を占めていた。
- 3) 看護学生、特に20歳以上の者は、犯罪報道の中で事件の背景的部分のことは公開しない方がよいという人権・プライバシー保護に対する意識が高い傾向にあった。
- 4) 学校間では一般大学生、年齢間では20歳未満の者は、犯罪報道の人権・プライバシー保護に対し

て関心がない傾向にあった。

- 5) 学ぶ分野や年齢が違っていても、犯罪報道の公正さに対しては、被害者及び加害者のプライバシーが保護されていないことや不必要なことまで報道される矛盾などを感じている者が大半を占めていた。

文 献

- 1) 服部祥子 (1999) 看護教育, 医学書院: 40 (1), 17-19.
- 2) 倉澤治雄他 (1993) 徹底討論, 犯罪報道と人権, 現代書館, 東京, P. 38-44.
- 3) 「四国新聞」香川・社会, 1998年5月24日, 朝刊, 27面.
- 4) 加藤隆勝 (1989) 青年の意識構造—その変容と多様化, 誠信書房, 東京, P. 264-266.

受付日 2000年12月26日